

マイナンバーカードの取得及び 健康保険証利用申込の促進等のお願い

マイナンバーカードは、令和3年10月20日から健康保険証としての利用が開始され、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記のとおり、マイナンバーカードのメリットを周知いただくとともに、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用及び健康保険証利用申込の促進等の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

1 マイナンバーカードのメリット拡大について

(1) 健康保険証として使えます

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省HP^{※1}で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



(2) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(https://myna.go.jp/html/hokensho_riyou_top.html)



※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

(3) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2 広報素材を活用した周知・広報

マイナンバーカードのメリットや取得方法、健康保険証の利用申込を紹介する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>)に掲載しておりますので、会員等の皆様へ周知いただくよう、お願い申し上げます。



なお、マイナンバーカード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付

きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

【広報素材】

○リーフレット

- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ（外部サイトへのリンク先）

- ・こ～んなに便利！マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行 ATM で！
- ・マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります

○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

3 確定申告におけるマイナンバーカードの利活用

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、ICカードリーダライタがなくてもスマホがあればパソコンでの申告が可能となるほか、マイナポータル連携による自動入力の対象にふるさと納税などが加わるなど、より一層便利になります。

また、スマホ申告についても、カメラ機能を利用した給与の源泉徴収票の読み取りが可能となるほか、専用画面の対象に特定口座に係る譲渡所得・配当所得等が追加され、ますます便利になります。

この取組については、国税庁ホームページ内の

「申告書の作成・送信は国税庁ホームページから（令和3年9月）」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/01.pdf) に掲載しておりますので、会員等の皆様へ周知いただくようお願い申し上げます。



4 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

マイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組を実施された場合には、積極的に情報提供いただくよう、お願い申し上げます。

なお、別紙の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。

業界団体・個社等における取組事例

1. 自治体との連携

【主な取組】

- 出張申請サービスの活用、マイナンバーカード交付申請窓口等の設置

→ 【期待される効果】

自治体と連携し、出張申請サービス等の取得に直結する効果的な取組を実施することにより、取得率の向上が期待できる。

< 具体例：国税庁（金沢国税局 魚津税務署） >

1. 概要

ショッピングセンターにおいて、e-Tax等関連イベントに合わせて、買い物客を対象としたマイナンバーカード申請窓口を開設した。

2. 詳細

令和3年1月に、ショッピングセンターにおいて、買い物客を対象に、魚津税務署と魚津税務連絡協議会が開催するe-Tax及びマイナポータルの利用促進リーフレットの配布イベントに合わせて、魚津市役所と連携し、マイナンバーカードの申請窓口を臨時開設し、魚津市職員がマイナンバーカード取得申請に向けたサポートを実施した。

3. 効果

本取組により、買い物客約40人がマイナンバーカードの申請を行った。申請者からは、買い物ついでに申請ができてよかったといった声が寄せられた。



2. 広報誌・機関誌等による周知

【主な取組】

- 広報誌・機関誌等において、マイナンバーカードの利便性等に関する記事を掲載し、取得促進の呼び掛けを実施

→【期待される効果】

広報誌・機関誌等に掲載することにより、会員に対して確実にマイナンバーカードの利便性等を周知ことができ、取得の機運が高まるとともに、会員の理解促進に資する。

<具体例：経済産業省所管業種>

1.概要

月刊誌にマイナンバーカードの利便性等に関する記事を投稿することにより、マイナンバーカードの取得について呼び掛けを行った。

2.詳細

令和3年8月発行の月刊誌（発行数850部）において、マイナンバーカードに関する会員の理解促進・取得意欲の向上を図ることを目的として、マイナンバーカードの利活用場面について解説した記事を掲載した。

3.効果

記事投稿により、会員の認知度向上に寄与した。

月刊誌（記事抜粋）



3. 独自の取組

【主な取組】

- 従業員へのアンケート調査により、マイナンバーカードの取得状況をフォローアップ
- 従業員研修における周知や端末起動時のポップアップ表示等による各従業員への個別周知
- マイナンバーカードの社員証等としての活用・マイナンバーカード関連グッズの作成

→【期待される効果】

各従業員に対し個別に周知を行うことで、認知度の向上・理解促進が図られる。また、個社独自の取組として、マイナンバーカードの利用機会を増やすことにより、取得促進につながる。

<具体例：金融庁所管業種>

1.概要

- ・ 業界団体において、マイナンバーカードの専用ケースを作成し、会員を通じて従業員や顧客等に配布（業界団体から会員に配布した専用ケースの数は、11万3,100枚）。
- ・ 入社時研修において、新入社員に、会社へのマイナンバー提供依頼と合わせて、マイナンバーカード取得について案内・周知を実施。

2.効果

- ・ 専用ケースの配布や入社時研修の実施により、マイナンバーカードの認知度・取得意欲が高まった。

マイナンバーカード専用ケース

